



教 I 推第 268-1 号
令和 4 年 3 月 16 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

GIGA スクール構想の下で整備された学校における 1 人 1 台 端末等の ICT 環境の活用に関する方針について (通知)

本県の ICT 教育の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、文部科学省初等中等教育局長から別添 (令和 4 年 3 月 3 日付け 3 文科初第 2265 号) のとおり周知するよう依頼がありましたので送付いたします。

本通知は、各学校において GIGA スクール構想によって整備された ICT 等を活用した学習活動が一層促進されるよう「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について (通知)」(令和 3 年 3 月 16 日付け教義指第 1107 号) を更新したものです。ICT 環境を積極的に活用する中で一つ一つの課題の解決を図りながら、不断の改善に取り組むことが重要であり、下記及び別添を参照の上、着実に取り組んでいただくようお願いいたします。

各市町村教育委員会教育長におかれましては、貴職下関係課及び所管の学校に対して周知するとともに、ICT 環境の整備と、それを活用した学習活動等の一層の推進の取組をお願いいたします。

各教育事務所長については、管内の各市町村教育委員会教育長及び貴職下関係職員に周知するとともに、管内の市町村教育委員会及び各学校の ICT 活用推進へ向けた支援をお願いいたします。

記

1 活用の前提となる ICT 環境の整備について

- (1) 学習者用端末について、クラウド活用を前提として積極的に活用されるよう、「『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の第 2 回改訂について (事務連絡)」(令和 3 年 6 月 7 日付け事務連絡)、「『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』(令和 4 年 3 月) について (事務連絡)」(令和 4 年 3 月 10 日付け事務連絡) 等を参照し、市町村教育委員会がセキュリティポリシーを適切に定めること。
- (2) 指導者用端末について、既に講じられている地方財政措置の活用とともに、「学校の ICT を活用した授業高度化推進事業」を活用するなどして、必要台数を確保すること。
- (3) 学校の ICT 環境について、十分な通信速度の確保が必要不可欠である。そこで「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を積極的に活用し、早急に保守点検

業者等の専門家によるアセスメントを実施し、必要に応じて課題の解消を図り、児童生徒による ICT 環境の積極的な活用を妨げないようにすること。

2 運営支援

(1) 端末運用の準備

- ・故障・破損・紛失・盗難・セキュリティやネット利用に関するトラブル等が発生した際などの対応手順や連絡先を明確にし、教職員、保護者、児童生徒に必要な情報を周知すること。
- ・年度更新作業について、「GIGA スクール構想 年度更新タスクリスト」(別添 2) を踏まえ、万全な対応ができるよう、作業計画を市町村教育委員会と学校が共有して取り組むこと。

(2) クラウド環境・アカウント (ID) の取扱い

- ・クラウドの利用に当たって、各市町村の個人情報保護条例等を確認し、必要に応じて個人情報保護審議会に諮ること。
- ・児童生徒のアカウント (ID) について、「学習者用端末に関する管理・運用について (通知)」(令和 3 年 9 月 2 4 日付け教 I 推第 1 3 2 - 1 号) を参照するなどして、教職員、保護者、児童生徒に必要な情報を周知すること。

(3) 健康面の配慮

- ・「端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットについて」(令和 3 年 4 月 1 2 日付け事務連絡)、「公益社団法人日本眼科医会が作成した子供の目の健康を守るための啓発資料について (情報提供)」(令和 3 年 9 月 8 日付け事務連絡) を参考にして、児童生徒が健康に留意しながら活用するための指導や配慮をすること。
- ・端末の持ち帰りに当たっては、「児童生徒の携行品に係る配慮について」(平成 3 0 年 9 月 6 日付け事務連絡) を踏まえて、携行品の重さや量に配慮すること。

(4) 持ち帰った ICT 端末等を活用した自宅等での学習

- ・非常時に向けた備えや家庭学習の質を充実させる観点から、平時における持ち帰りを実施すること。その際、端末を学習以外の目的では使わないなどの管理の在り方や、学習の目的や内容について、児童生徒、保護者と共有すること。
- ・通信環境がない家庭に対しては、家庭用 Wi-Fi ルーターの貸し出しなどの学習支援策を検討すること。

(5) 組織体制の整備

- ・ICT 支援員等の専門人材の活用方法や相談窓口など、市町村教育委員会が学校に具体的に周知すること。
- ・各学校長によるリーダーシップのもと、ICT 活用へ向けた適切な校務分掌や校内の連携体制の構築を行うこと。
- ・県は、今後も市町村プロジェクトの取組を通して、事例や市町村間の協議の場を提供していくので、市町村教育委員会は参加されたい。

(6) 校務の情報化の推進

- ・「令和 3 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について (通知)」(令和 4 年 2 月 1 0 日付け教小第 5 0 0 号) を踏まえて、ICT を活用した校務効率化に積極的に取り組むこと。

3 学習指導等支援

(1) 日常での活用促進

- ・ICT 端末は、すべての教科等で活用し、日常的に学習活動で活用することが重要であること。ただし、ICT 端末の使用することが目的にならないようにする

こと。

- ・学習指導要領において、情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力として位置付けられていることから、発達段階を踏まえた情報活用能力の育成を意識して、各学校において適切にカリキュラムマネジメントを行うこと。

(2) 安心・安全な端末活用

- ・各学校においては、「GIGA スクール構想における学習者用端末の安心・安全な活用について（依頼）」（令和3年11月24日付け事務連絡）を参照しながら、情報モラル教育の一層の充実を図ること。
- ・「学習用アカウントに係る Google Chat 機能の停止について（参考送付）」（令和3年11月29日付け事務連絡）等、必要に応じて端末やサービスの機能の一部を制限する場合は慎重に検討すること。また、実施にあたっては関係者と緊密な調整を行うこと。

(3) 研修の実施

- ・研修等の実施にあたり、県では指導者の派遣など、オーダーメイド型の支援を実施していくので、市町村教育委員会は「ICT活用推進に関する web 相談窓口の開設について（通知）」（令和3年5月12日付け教I推第30号）を参照し活用されたい。

(4) 特別な配慮が必要な児童生徒に対する ICT 活用

- ・障害の有無を問わず、ICTは児童生徒の主体的な学びに有効なものであるとともに、特別な配慮が必要な児童生徒に対しても、その障害の状態等に応じて活用することにより、各教科等の学習や障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導の効果を高めることができる重要なものであるため、入出力支援装置などとも合わせて効果的に活用すること。

4 デジタル教科書・教材・CBTシステムの活用等について

- ・学校の授業や児童生徒の自宅等での学習、教師の指導の改善等に活用できる教材や動画等のコンテンツを掲載している県立総合教育センターの「家庭学習支援サイト」等の活用を検討すること。
- ・授業目的公衆送信補償金制度の利用について、市町村教育委員会が負担する補償金経費は、学校の管理運営に要する経費であり、地方財政措置が講じられていることから、必要な措置を講じること。

5 保護者や地域等に対する理解促進について

- ・GIGAスクール構想の実現は、学校だけでなく、家庭や地域とともに取組を推進することが重要であるので、「GIGA スクール構想における学習者用端末の安心・安全な活用について（依頼）」（令和3年11月24日付け事務連絡）のリーフレットを配布するなどして、学校・家庭・地域が一体となって取組を進めていくこと。

（事務連絡に関する全般的な事項・GIGAスクール運営支援センター等の補助金に関すること）

担 当 県立学校部 ICT 教育推進課
ICT 教育指導担当

電 話 048-830-7557

（デジタル教科書・教材に関すること）

担 当 市町村支援部義務教育指導課
教科書担当

電 話 048-830-6748

(学習指導・MEXCBT 等に関すること)

担 当 市町村支援部義務教育指導課
教育課程担当

電 話 048-830-6778

(日本語指導に関すること)

担 当 市町村支援部義務教育指導課
学びの支援担当

電 話 048-830-6783

(学力・学習状況調査に関すること)

担 当 市町村支援部義務教育指導課
学力向上推進・学力調査担当

電 話 048-830-6752

(働き方改革に関すること)

担 当 市町村支援部小中学校人事課
人事・学事・働き方改革担当

電 話 048-830-6939

(健康面に関すること)

担 当 県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

(不登校児童生徒への指導に関すること)

担 当 県立学校部生徒指導課
総務・登校支援・中退防止担当

電 話 048-830-6906

(生徒指導に関すること)

担 当 県立学校部生徒指導課
生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電 話 048-830-6907

(家庭学習支援サイトに関すること)

担 当 県立総合教育センター
企画調整担当

電 話 048-556-3319